

重要なお知らせ

平素は、当社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

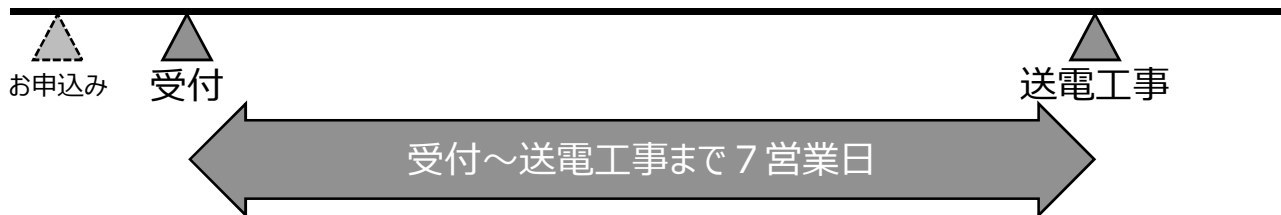
当社は、低圧新增設申込みにおける外線工事不要分（計器工事および引込み工事のみ）の標準送電日について、従来、営業所によって取扱いが異なっておりましたが、下記のとおり見直しをいたします。

何とぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

◇標準送電日の見直し概要について

平成27年12月1日（火）の受付分より、低圧新增設申込みにおける外線工事不要分の標準送電日数を受付日から起算して7営業日目に統一いたします。

平成27年12月1日～



- ・標準送電日とは、当社の受付が完了した日から送電工事を行うまでの標準的な日数です。
- ・一部の地域や場所（山間部、鉄道線路付近、国道沿い等）、工事費等のお支払い状況および、工事状況や天候、年度末などの申込みの集中等により標準送電日数以上の日数が必要となる場合がございますので、あらかじめご了承のうえ、早期お申込みにご協力ください。

Q & A

Q 1

申込みが完了している竣工届けは送電希望日の何日前に提出する必要がありますか。

A

お申込み済（供給承諾が完了しているお申込み）で外線工事（変圧器吊り換え工事や建柱工事等）が不要の場合の竣工届けは、送電希望日の1週間前を目安にご提出ください。ただし、工事内容等により工期が異なるため、詳細は営業所までお問合せください。

Q 2

外線工事が必要な場合の標準送電日数は何日ですか。

A

外線工事（変圧器吊り換え工事や建柱工事等）が必要となる場合につきましては、工事費等のお支払状況および、工事内容により工期が異なるため、詳細は営業所までお問合せください。